官

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の〇厚生労働省告示第百十二号 の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療を次のように定め、令和四年四月一日 から適用する。 三十三の十二の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三 令和四年三月三十一日 医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚 厚生労働大臣 後藤

告内容に応じ、 器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外 の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機 十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報 来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の十二 生労働大臣が定める方法及び外来医療 同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、 「紹介受診重点外来」と総称する。)とし、 同表の第三欄に掲げるとおりとする。 規則第三

令和4年3月31日 木曜日

		(17) がん治療連携指導料を算定した件数 (18) がん患者指導管理料を算定した件数 (19) 外来緩和ケア管理料を算定した件数			た
		(15) 地域連携診療計画加算を算定した件数 (16) がん治療連携計画策定料を算定した件数			M) 3. F 5. L
		診療情報			た件数 「「「「「「「「「「「」」」と、「「」「「「」「「」「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」では、「
		診療情報			
		(12) 有字時医学総合管理科を質定した件数			(ii) MB「雄晄が毎近した牛数(iv) MB「雄晄が毎毎」な年数
		在宅患者			
		往診料を			
		(8) 地吸包括診療川昇や昇定した件数 (9) オンライン診療料を算定した件数			(1) 初診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況
		超域包括			ロ紹介受診重点外来の実施状況の詳細
		小児かか			(ii) 再診の外来の患者延べ数に対する紹介 受診重点外来の患者延べ数の割合
		数据给给化			機器その他の医療に関する物質を単点的に活用する外来医療の患者延べ数
		糖尿病透			近事者又は医薬品、 1年1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1
		(3) 糖尿病合併症管理料を算定した件数			② 紹介患者に対して提供される外米医療の患者延べ数
		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田)
おいては、数古を自略9 ることができる。		超光の発療産業の実施を表別の手が			の同じの展示図があります。または、田する人院医療と連続して同一思考に対して提供される外来医療の患者延べ
だだり、対外級馬数ロでおいた報告を行う場合においた報告を行う場合においた。		及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 ・ 紹介の表示をよりました。			① 医療従事者又は医薬品、医療機器その外の医療に関する物等を重ら的に注
レセプト情報による方法	病院又は診療所	三 地域における外来医療(紹介受診重点外来を除く。)の実施状況に係る事項並びに入員の配置			(ii) 紹介受診重点外来の患者延べ数
記録する方法」という。)					- 441
ー 第一項に感だする ファイル等に記録する方 法(以下「ファイル等に		(1947年 米ジー/シラー光・気光ールに発作する病院又は影療所をいう。)となる意向の有無			(ii) 初診の外来の患者延べ数に対する紹介 受診重点外来の患者延べ数の割合
規則第三十条の三十三の十二条一倍に担合する	病院又は診療所	二 紹介受診重点病院又は紹介受診重点診療所 (注答コキタのキュの一答―旧答―早に相守さ			では、
		TA 然后用家子的气风用?多女口心半点? 大件数			ては医薬品、
		画線等	いては、装口を自居することができる。		② 紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数
		何 高気圧酸素治療を算定した件数	「愛居長日」 いこしの ころ ひこん 戦 告め 仁 心 場合 ご おっこむ ご と ま も そ そ 多 キュ		之)、15点式以4.5分/K/4层分词有高.x
		(vi) SPECT装置を用いて行う検査を算 定した件数	十条の十二第一項の規定による報告(以下「病床を報告(以下「病床		おおままの報子を受けていません。近年は、大利を乗り、発生を受けては、日本の人の人の表生と終してに、日本と、日本と、日本と、日本と、日本の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人
		(v) P E T 装置を用いて行う検査を算定した件数	十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第三		① 医療従事者又は医薬品、医療機器そ
		(iv) MRI撮影を算定した件数	よるカ伝』 C い J 。) ただし、医療法(昭和二		(i) 初診の外来の患者延べ数(ii) 初令及参告よりもで用せなべぎ
			でく、言教でも92分(以下「レセプト情報で		Ξ
		(i) 外来化学療法加算を算定した件数 (ii) 外来が射線治毒加質を質定した件数	規則第二十条の二十二の十一第三項に規定するレナプト連起に下れた注		一 紹介受彩里点外来の実施状況 イ 紹介受診重点外来の実施状況の概況
		(3) 甘形の7f末 本派 にの) で、 本派員 原名 単点的に活用するものの実施状況	我日分伝		数日乙辛
		用場と	サイナシナ	却	告子子珍

官

(9) 遠隔操作式密封小線線治療装置の数(10) 内視鏡手術用支援機器の数	4	(7) サイバーナイフの数	(6) ガンマナイフの数	(5) PET装置の数	(4) SPECT装置の数	(3) 血管連続撮影装置の数	(ii) 静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気 共鳴画像診断装置の数	(ii) 静磁場強度が一・五テスラ以上三テス ラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数	(i) 静磁場強度が三テスラ以上の磁気共鳴 画像診断装置の数	(2) 磁気共鳴画像診断装置の数	(iv) その他のコンピュータ断層撮影装置の数	(ii) 十六列未満の検出器を有するコン ピュータ断層撮影装置の数	(ii) 十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	(i) 六十四列以上の検出器を有するコン ピュータ断層撮影装置の数	(1) コンピュータ断層撮影装置の数	ホ 高額等の医療機器・設備の保有状況	、田川東のペアや米医療で担り薬剤師、別産師、 看護師・専門看護師・認定看護師・特定行為 研修修了看護師、准看護師、看護補助者、理 学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工 学技士及び管理栄養士の数	二 外来医療等における医療従事者の配置状況	ハ 紹介率及び逆紹介率	(4) 夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数(5) 救急車の受入件数	・時間外に受診	(1) 休日に受影した思者延へ数のうち、診察(2) 休日に受診した思者延べ数のうち、診察後責をに入院となった思孝研べ数	教
																		病院又は診療所	病院又は診療所				
																	ただし、病床機能報告に おいて報告を行う場合に おいては、報告を省略す ることができる。	ファイル等に記録する方 法	ファイル等に記録する方 法				